

京都市の住民自治と自治組織の特徴 ——政教分離の視点から——

壽崎かすみ*

The Characteristics of Area Based Organization and Self-government in Kyoto City : From the Perspective of Religious Diversity

Kasumi SUSAKI*

In Japan, neighborhood organizations are expected to work during large-scale natural disasters, and municipalities have begun encouraging their activities. In these situations, Kyoto City also encourages area-based organizations and communities. The area-based organizations and communities in Kyoto City have many historical characteristics and the ways to encourage these organizations and communities by Kyoto city has also many characteristics. In this paper these characteristics are revealed. The differences explain why area-based organizations or neighborhood organizations in Kyoto City can keep strong connections to shrines or temples, and they can hold festivals. And some of them are famous among tourists.

1. はじめに

1.1 研究の背景と目的

日本では阪神淡路大震災、東日本大震災と大きな自然災害が発生し、また南海トラフなど大きな地震の発生が予測されている。阪神淡路大震災のあと、地域内での人間関係、ソーシャルキャピタルの重要性が強く言われるようになった。ソーシャルキャピタルの存在が被災者にプラスの影響を与えることは、精神医学の分野からも示されている（岩垣他，2017）（吉澤，2017）。

伝統的な日本の地域社会では町内会・自治会などを通して地域のつながりが培われていたが、近年は特に都市部において町内会・自治会加入世帯が減少していること、担い手の高齢化などが問題とされており、町内会・自治会の活性化推進を施策とする自治体もある。

2007年に内閣府が実施した「平成18年度国民生活モニター調査結果（概要）」（内閣府，2007）によると、国内で町内会・自治会がある地域は93.6%であり、町内会・自治会の区域は「小学校区より狭い」という回答が72.3%である。平均すると町内会・自治会ひとつあたりの世帯数は600世帯で、加入率は89.2%である。町内会・自治会が担っている役割として「行事案内，会報配布等の住民相互の連絡」90.8%，「市区町村からの情報の連絡」73.5%，「盆踊り，お祭り」71.2%が上位3位を占める。以下「街灯の管理」66.3%，「行政への要望」64.2%が続く。町内会・自治会

* 龍谷大学国際学部准教授

以外に地域住民間で地縁により自主的に設立された団体がある地域は半数をこえ、具体的には「婦人会」、「子ども会」、「消防団」が多く挙げられている。

このような中で、祇園祭をはじめ国際的に観光客を集める祭りを住民組織が行う京都市に焦点をあて、町内会をはじめとする住民組織の現状、特徴、課題、京都市役所との関係等を明らかにし、町内会をはじめとする住民の自治組織がソーシャルキャピタル形成のツールとしてどのように利用されているかを明らかにすることが本研究の目的である。

1.2 先行研究

町内会・自治会に関する研究は社会学（中田他，2017）（中田，2000）、法学（名和田，2009）の分野で多数行われている。これらの研究は地域自治の中での代表性確保に関わるテーマを扱ったものの、特定地域の自治会の特徴を調査したものなど様々である。ソーシャルキャピタルの強化を図る手段としての自治会については（紙屋，2014）があり、実践に基づいて課題をとらえていると考えられるが、研究書ではない。

本研究では、自治会・町内会をはじめとする地域を基盤とする住民自治組織をソーシャルキャピタル形成の手段のひとつととらえ、それを強化する施策を実施している自治体について現状を調査するケーススタディを行う。

1.3 研究の方法

地域コミュニティの活性化を施策として実施するための条例を施行している自治体として京都市をとりあげ、町内会・自治会の現状、町内会・自治会と他の地域を基盤とする住民組織の関係、これら住民自治組織と京都市役所との関係を自治体が公表している資料をもとに調査し、また自治体担当者へのインタビュー調査を行う。

比較対象として、自治会・町内会に法的根拠を与える条例を日本で最初に制定した品川区をとりあげ、京都市との対比を行い、京都市の特徴を明らかにする。

町内会・自治会の状況については、町内会長・自治会長へのアンケート調査を計画していたが、個人情報保護法との関係で実現できなかった。

2. 全国的にみた町内会・自治会

2.1 町内会・自治会の状況

町内会・自治会は全国の93.6%の地域にあるが、組織として法的根拠をもたない。第二次世界大戦中に戦争のために利用された経緯もあり、戦後廃止された地域もあるが、その後法的根拠を持たないまま復活し、現在に至っているところが多い（中田他，2017）。

日本の町内会・自治会を欧米の近隣住民組織と比較したとき日本の特徴のひとつは、日本では常に、会員間の相互扶助を活動のひとつとして行ってきたことである。加入が個人単位ではなく世帯単位であることも特徴である（中田，2000）。欧米の近隣住民組織では、日本の相互扶助に相当する活動は基礎自治体の仕事とされてきた経緯があり、近隣住民組織は基礎自治体への要求をまとめ伝える組織という側面が強い。例をあげると、「街灯の管理」が日本の町内会・自治体の活動として上位に挙げられているが、欧米では、基礎自治体の責務である。また同じく日本で上位に挙げら

れている「冠婚葬祭の手伝い」も欧米では見られない。

2.2 品川区の自治会・町内会

品川区には 201 の自治会がある。品川区全体がいずれかひとつの自治会に属する。自治会は地域によって 5 つの自治連合会に分けられている（品川区，2016 a）。品川区の人口は 392,213 人で、そのうち 12,735 人が外国人居住者である（品川区，2018 a）。

「品川区 町会・自治会アンケートの結果」（品川区，2016 b）によると，品川区の自治会の歴史は，最も古いところで1904年からであり，第二次世界大戦前からの自治会は14.3%，それ以外は第二次世界大戦後にできている。品川区の町内会・自治会ひとつあたりの加入世帯数は平均595世帯で，500世帯未満が48.5%，500～1000世帯未満が38.5%である。全国平均なみである。

町内会・自治会の活動内容は「防災訓練」95.8%、「赤十字などの募金集め」95.7%、「お祭り」90.2%が上位3位を占める。「冠婚葬祭の手伝い」87.1%、「清掃活動」86.5%がそれに続く。

「お祭り」が3位にはいるが、品川区役所のWEBサイト、あるいは各町内会のパンフレットに記載された各町内会の活動内容を確認すると「神社祭礼」の他に「区民祭り」、「桜まつり」といった「祭り」が親睦のための「イベント」として行われていることがわかる。「神社祭礼」への参加要請、寄付の要請等は強くないので、神社祭礼等に抵抗感のある住民が少ないことも明らかになっている（壽崎, 2017 a）（壽崎, 2017 b）。

自治会が考える重要な活動は「防災訓練」67.3%と「祭り」64.3%が上位2位までを占める。

前述したとおり「祭り」には花見のような親睦を図ることを目的としたものと、神社の祭礼等の神社と関係するものの2種類がある。神社の祭りについては宗教行事とみなし、信仰上の理由から参加しない会員もいるが、参加しないことによる人間関係の摩擦等が少ないことが明らかになって



図1 品川区内の自治会・町内会を現した地図
(品川区, 2018)より転載

いる（壽崎，2017 b）。

自治会の中には独自に WEB サイトを立ち上げ、自治会の活動の広報に使用しているところもある。自治会独自で WEB サイトを持っていない場合も、品川区役所の WEB サイト上に自治会の活動の情報を載せるページがあり、広報に使用されている（品川区，2018 a）。

2.3 品川区役所と自治会・町内会

品川区は「住みよいまちづくりに取り組む町会および自治会の活動を応援します」（品川区，2016 a）として、「品川区町会および自治会の活動活性化の推進に関する条例」を2016年に制定した。この条例の制定により、品川区内の町内会および自治会は法的根拠（条例による根拠）を持つことになった。2016年9月条例制定直後に品川区役所の担当者へ電話によるインタビューを行った。インタビューの結果によると、品川区は寺社の祭りへの参加等には心理的に抵抗のある人が存在すること等は承知の上で条例を制定しているということであった。

2018年7月に二度目の品川区役所の担当者への電話によるインタビューを行った。その結果によると、品川区は当初から条例の制定を目的として検討をしていたわけではなく、2014年から2年間で、「町会・自治会の在り方と区との協働に関する調査研究会」（品川区，2014）を開催し、連合自治会の会長、副会長5名をメンバーに含めた研究会をたちあげ、議論を続けた。この研究会の議論の結果として品川区は町内会・自治会を地域コミュニティの核として位置付けることを決め、その根拠を示すために条例を制定したということであった。それに合わせて入会手続きも簡素化し現在、住民は区役所の支所等に用意されたハガキに所定の事項を記入し、切手も不要の葉書をポストに投函するだけで自治会に加入することができる。

また、この議論の結果として品川区役所から各自治会への補助金が増額され、各自治会の活動が円滑に進むようになった。条例により自治会の根拠が明確になったため、新規住民に自治会への加入を勧めるさいにも、説明がしやすくなったなどの効果が出ているということであった。

「町会・自治会の在り方と区との協働に関する調査研究会」の議事録は品川区役所の WEB サイト上で公開されている。議事録の内容を見ると、自治会活動を円滑にするために自治会の境界を変



図2 品川区の WEB ページ上の神社の祭りの広報
（品川区，2018 b）より転載

更する提案も出されている。

品川区はこの条例制定後、町内会・自治会への加入方法をわかりやすくする、町内会・自治会の活動の広報を積極的に行うという意味でのサポートを自治会・町内会に対して行っているが、これは、「町内会・自治会に加入しない理由」として「何をしている団体かわからない」、「どうしたら加入できるのかかわからない」の2項目が高い割合を示していることに対する対策でもある（内閣府、2007）。

3. 京都市の町内会・自治会と京都市役所

3.1 京都市の町内会・自治会

(1) 元学区

まちの歴史を平安京遷都までさかのぼることができる京都市の中心部では、緊密な人間関係が形成され、それが室町時代、14世紀頃「町内」として組織化された。この14世紀頃に成立した「町内」が現在の町内会・自治会組織の下地となっている。京都市のそれ以外の地域は、神社の氏子集団が歴史的な起源となっているところが多い。いずれの地域も緊密な人間関係を維持している（鯉坂他、2008）。

現在の京都市内の地域コミュニティの特徴として、「学区」と呼ばれる組織の存在がある。「学区」は14世紀（室町時代）の「町組」がもとになっている。明治の初めにこの「町組」を整理して「番組」とし、各組に「番組小学校」を建てた。番組小学校は各組のエリアに居住する住民の寄付によって建てられた小学校で、はじめは番号で呼ばれていたが、しだいに論語などからとった名前に変更された。この番組小学校時代の小学校の学区が「学区」あるいは「元学区」と呼ばれ（以下「元学区」）、現在も住民の自治活動、特に町内会・自治会活動の核となっている。京都市には現在222の「元学区」があり、「元学区」のもとに町内会・自治会がある。「元学区」のエリアは現在の京都市の区割りにまたがる場合もある。現在の小学校の学区とは多くの場合異なる（京都市、2016）。

京都市は11の区からなり、各区に区役所がある。京都市役所担当者への電話インタビューの結果では、「元学区」についての情報は各区役所が有しており、市役所本庁では仔細は把握していないという回答であった。また、京都市のWEBサイト、各区役所のWEBページには、「元学区」と区の境界は必ずしも一致しておらず、市役所もはっきりと把握できていない場所もあると書かれている（京都市、2018 a）。

(2) 京都市の自治会・町内会

京都市の総人口は1,412,293人でそのうち4万人以上が外国人居住者である。京都市の町内会加入率は69.8%程度と推計されている。災害時の対応等について考えるうえでは、外国人居住者と地域のつながりを築くことが重要である（京都市、2016）。

「京都市 自治会・町内会アンケート報告書 平成24年度」（京都市、2012）によると、京都市の自治会・町内会ひとつあたりの加入世帯数は、50世帯以下が42.5%、100世帯以下のところが75.3%を占め、全国平均の500世帯より少ない。町内会の活動は町内会独自の活動と、「元学区」単位で行われる活動に大きくわけられる。町内会独自の活動としては、76.9%の町内会が「地蔵盆」を第一に挙げており、「葬儀等の手伝い」72.6%、「親睦の会食・旅行等」46.5%が上位3位ま



図3 地蔵盆での僧侶の読経
(桜井氏撮影 2015年)

でを占める。「地蔵盆」は関西地方に特有の行事で、京都の古くからの市街では今も盛んにおこなわれている（前田，2015）。

「地蔵盆」は8月の終わりに行われる祭りで、もとは町内各地にある地蔵を祭り、子どもの成長を祈願する仏教と習合した行事であり、それに加えて子ども向けのイベントを行ってきた。

現在の「地蔵盆」は、「子ども祭り」として夏休みの「子ども向けイベント」というかたちで実施する町内会と、地蔵を祭り、僧侶を招いての読経など（図3）を行い、それに加えて子ども向けイベント行う町内会との大きく二通りにわかれ、運営の仕方によらつきがある。地蔵を祭る町内会は、町内に地蔵がない場合は壬生寺から地蔵を借りてきて地蔵を祭る。地蔵を祭る場合、信仰上の理由（たとえば、キリスト教徒であるなど）から参加したくないという町内会員も町内会にはいることが明らかになっている（壽崎，2017 a）。

京都市内には寺社仏閣が多く、その祭礼等の手伝い、寄付が町内会の会員に要請される。しかし、地蔵を祭る地蔵盆と同様に町内会の伝統行事と扱われていても宗教行事と感じ、手伝いや寄付に心理的な抵抗のある住民もいることが明らかになっている。さらに地蔵盆やその他の寺社の祭礼等の手伝いは、町内会員になると断りにくいと感じている住民が少なくないことも明らかになっている（壽崎，2017 a）。

「元学区」単位で行われる活動としては、「運動会」が第一位で71.4%、二位は「防災訓練」68.7%である（京都市，2012）。

京都市内の自治会・町内会は、一般に長い歴史を持ちまた長い歴史の中で受け継がれてきた行事等を「伝統行事」として大切に現在もまもり続けている。歴史の中で受け継がれてきた伝統行事の中には宗教的な意味を持つものもあり、町内会員の中には、信仰上の理由から参加したくないと思いつつ、断れずに参加している人もいる。

また、京都市では一つの町内会を構成する世帯数が全国平均と比較すると少なく、京都市の地域組織には「元学区」と呼ばれる特徴的な組織が存在する。

3.2 京都市役所と自治会・町内会

京都市役所は「京都市地域コミュニティ活性化推進条例」を2011年に制定し、条例に基づいて「京都市地域コミュニティ活性化推進計画」（京都市，2011）を策定して、地域コミュニティの活性化を促す施策をとっている。

このような施策を進める背景として高齢化と少子化の進展、町内会に加入しない世帯の増加などをあげ、町内会の強化が、災害時を考えても必要であることをあげている。このため、町内会が外国人の受け入れを積極的に進めることを「多様性を受け入れる」という項目をつくり、具体的な外国人との関わり方を示して「京都市地域コミュニティ活性化推進計画」の中で促している。

京都市が定めた条例は、地域コミュニティの活性化を目的としているが、その中で町内会は一つのコミュニティ組織にすぎない。京都市役所と町内会あるいは「元学区」は直接の関わりはもたない。

市役所と住民の間をつなぐためには、条例により「市政協力委員」を置くことが定められており、この市政協力委員が直接、地域住民と関わるという方式をとっている。「市政協力委員」は市長が任命し、市役所からの配布物を各戸に配布すること、市役所が必要とする情報を集めること、住民から市役所への要望を伝えることを責務としている。市政協力委員は、一定の人口の地域をそれぞれ割り当てられ、学区単位で開催される会議に出席し、情報交換を行う義務を負う。実際には市政協力委員は町内会長のあて職となっている場合も多いが（京都市，2012）、それはあくまで運用上のことで、規定上は市役所と市内各エリアのつながりは「市政協力委員」による。

京都市は「京都市地域コミュニティ活性化推進審議会」（京都市，2018b）を設置しているが、委員は、京都市内の大学教員、京都市小学校PTA連絡協議会会長、京都市中小企業家同友会理事、京都市市政協力委員連絡協議会代表者会議代表副幹事、公益財団法人日本賃貸住宅管理協会京都府支部相談役、社会福祉法人京都市社会福祉協議会事務局長、特定非営利活動法人京滋マンション管理対策協議会監事、京都市地域女性連合会常任委員、京都「おやじの会」連絡会幹事、御所南小学校学校運営協議会会長、特定非営利活動法人きょうとNPOセンター法人経営本部副統括責任者、公募委員から構成され、自治会長等の肩書で入っている人はいない。このことから市役所と町内会が少なくとも規定上は直接の関わりをもたないことがわかる。

京都市のイメージする地域コミュニティは、「京都市地域コミュニティ推進計画」策定時には、図4のような形であった。地域は町内会と地域を基盤とするその他の組織が連携して支え、その連携はおおむね元学区が単位となる。さらに、地域を基盤とする組織ではないが、事業所、大学、NPO、地域を基盤としないNPO等の活動組織、寺社が関わってひとつの地域コミュニティの形をなす。

京都市役所の担当者への電話インタビューの結果によると、京都市は当初、図4にあるように元学区をひとつの核とするかたちに市内の地域コミュニティを誘導する計画であったが、数年間試みて、学区と他の地域組織の関係はエリアによる違いが大きく、それを変えることは無理であると判断した。

現在は、各地域の長い伝統を持つ住民自治こそが京都市の地域コミュニティの強さであり、それを大切にすることの方針を転換しているという回答であった。

計画書には、新しく町内会を作るときの手順も丁寧に記述されている。インタビューの結果によれば、新しく開発された住宅地や大規模マンションに独立した町内会を作るときには町内会をつくるかどうかを検討されるということであった。しかし、新しい町内会をつくるべきとは市役所は考えておらず、住民が積極的につくる意思を示さなければ、町内会は存在しないままになるということであった。この件に関して、はじめから市役所のコーディネーターを派遣し、地元での話し合いに参加し、必要なサポートは行っているということであった。同様に、住民が従来の町内会に問題を感じている場合にも市役所のコーディネーターを派遣し必要なサポートを行うということであった。

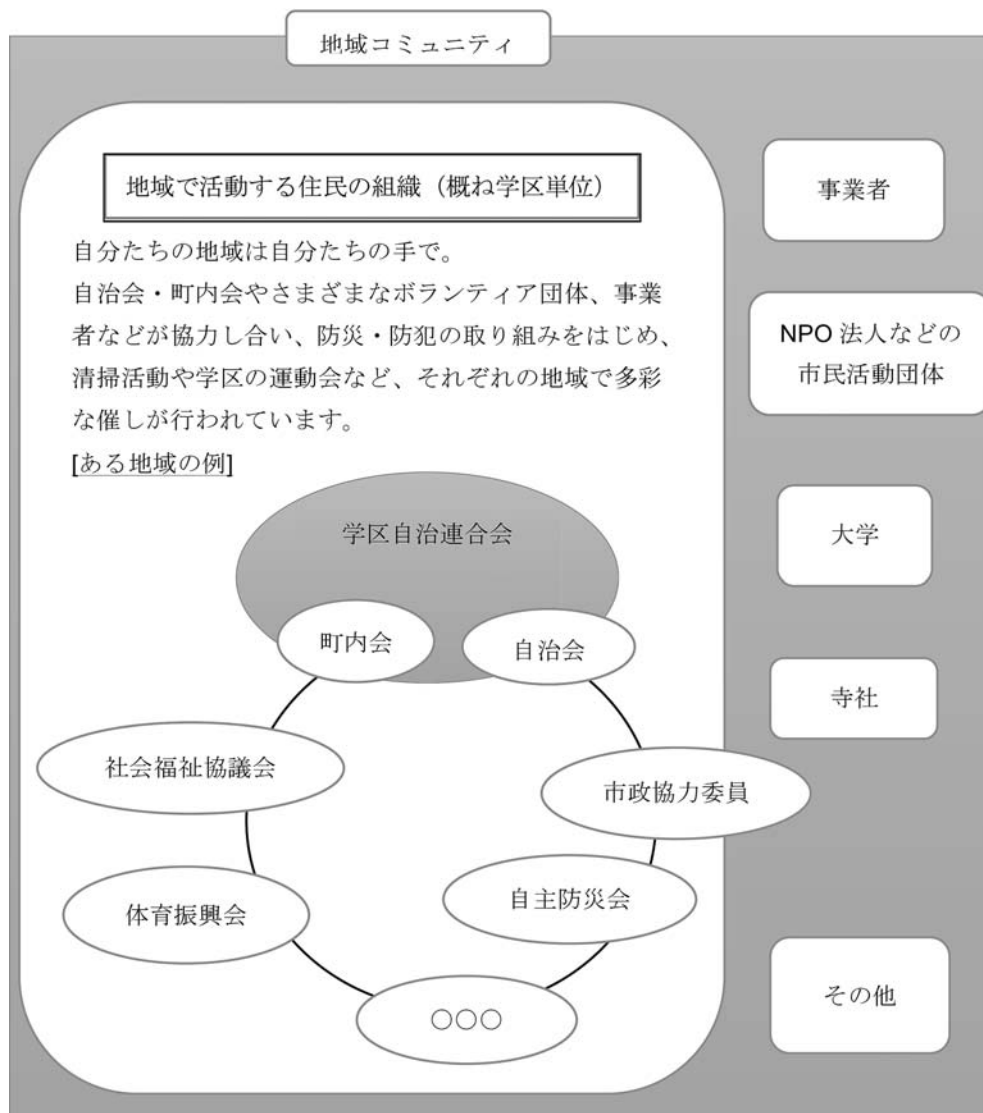


図4 地域コミュニティ
(京都市, 2016) より作図

図4の地域コミュニティには、「寺社」が明示的に含まれている。この点について市役所の担当者に質問したところ、京都市内には寺社が多数あり、寺社との関係を第一にしている町内会も多いので地域コミュニティの外せない要素として寺社を入れているという回答であった。

条例によれば町内会は志を同じくする人たちの同意によってのみ成り立つとあり、理屈の上では寺社との関係を第一とする町内会はそれに同意する人たちにより組織されていることになる。そこに住んだ住民が寺社との関わりから外れることが難しい理由はここにあると考えられる。また、市役所は直接関わりを持たないので、政教分離等の問題とも関わらない。

京都市の町内会は現在の小学校区とは異なる「元学区」を単位とすることをはじめとし、少なくとも新規住民には理解しにくい状況にある。

3.3 京都市役所の地域コミュニティ運営上の特徴

京都市は地域コミュニティの様々な組織の活性化を推進しているが町内会あるいは「元学区」と直接のつながりはもたない。各組織はそれぞれの歴史的背景を持ち、それぞれの組織は独立性、独自性が強く、市役所も組織の関わり合いを変えることができなかった。「元学区」の境界、あるいは町内会の境界はその町内会あるいは「元学区」に属する人以外にはわからないこともある。

京都市内の町内会には寺社との関係を第一義とするところもあり、そのような町内会の会員は寺社の祭りの運営に関わることを要求される。町内会の活動は必ずしも品川区のように公開されていない。学区あるいは町内会でWEBページを独自にもつところもあるが、ごく少数である。また、市役所のWEBページ（京都市、2018a）には「元学区」の紹介ページがあるが、そこには名前とその由来などのみ載せている学区もある。

町内会の活動は会員全員の同意のもとに行われるという建前にも関わらず、新規住民が町内会の活動を事前に確認することはむずかしい。

4. 京都市と品川区の比較

京都市の町内会は、長い歴史を持ち、長い歴史の中で受け継いできた行事等を大切にまもり現在も続けている。歴史的な行事の中には宗教的な意味を持つものもあるため、自身の信仰上の理由からそれに参加したくないと思いつつ、断れずに参加している会員もいる（壽崎、2017a）。京都市では一つの町内会を構成する世帯数が全国平均、あるいは品川区と比較して少なく、京都市の地域組織には「学区」という特別な組織が存在する。

品川区の自治会は、京都市の町内会に比べると歴史が浅く、一番古いところでも明治の終わりに組織されている。品川区の自治会にも神社の祭りを担っているところはあるが、自治会自体が京都に比べると熱心ではなく参加したくないという会員に対してある意味、鷹揚である。

京都市は地域コミュニティを構成する様々な組織の活性化を推進しているが町内会、「元学区」と直接は関わらない。各組織はそれぞれの歴史的背景を持ち、独立しており、市役所も組織の関わり合いを変えることができなかった。学区の境界、あるいは町内会の境界はその町内会あるいは学区の人以外にはわからないことがある。

京都市内の多数の町内会が寺社と強い関係を持っており、そのような町内会の会員は寺社の祭りの運営に関わることを要求される。品川区と比較すると町内会の活動は公表されておらず、町内会

の活動は会員全員の同意のもとに行われるという建前にも関わらず、新規住民は町内会の活動を事前に確認することがむずかしい。

品川区役所は自治会を直接支援している。また品川区役所と自治会との関係は誰からも理解しやすく透明性を確保している。すべての自治会が区役所の WEB ページ上で紹介されており、各自治会の地図上の範囲も明確である。さらに、各自治会の活動も独自のあるいは区役所の WEB サイト、自治会案内のパンフレットで紹介されている。自治会の活動に寺社の祭礼がある場合でも、活動への参加要請は強くなく、断りやすい。新規の住民は自治会の活動内容を見て、居住地を選ぶことができる。

5. 結 論

町内会・自治会をソーシャルキャピタル形成の手段として利用する仕方は、京都市と品川区で大きな違いがあることが明らかになった。品川区は自治会をソーシャルキャピタル形成の核と位置づけているが、京都市は町内会を地域コミュニティの一つの組織として扱っている。

品川区は、自治会との協働を進めている。京都市は、はじめは町内会あるいは学区との協働も考えたが、実際には町内会も学区も独立性が高く、市役所に状況を変えることはできなかった。京都市は地域自治の価値を認める方向に姿勢を変えた。また、京都市役所は町内会あるいは学区と直接関わることはしない。

品川区は品川区役所と自治会との関係だけでなく、自治会と地域の対応、自治会の活動も WEB サイト、パンフレット等で明確かつ公表されており、居住者は活動内容を見て居住地を決め、自治会に加入することも可能である。しかし、京都市内の学区あるいは町内会は少なくとも新規居住者は、自分の居住地の属する町内会、場合によっては「元学区」を知ることが難しく、町内会や「元学区」の活動内容を事前に知ることは難しい。

ソーシャルキャピタルを築くのにどちらの方法が有効かは今後の課題である。

参考文献

- (鯨坂他, 2008) 鯨坂学・小松秀雄編『京都の「まち」の社会学』世界思想社 2008 年
- (岩垣他, 2017) 岩垣穂大, 辻内琢也, 扇原淳「大災害時におけるソーシャル・キャピタルと精神的健康」心身医学ジャーナル Vol.57 No.10 pp.1013-1019, 2017 年
- (紙屋, 2014) 紙屋高雪『“町内会”は義務ですか?～コミュニティと自由の実践～』, 小学館新書 2014 年
- (京都市, 2012) 京都市『京都市 自治会・町内会アンケート報告書』2012 年
- (京都市, 2016) 京都市『京都市地域コミュニティ活性化推進計画 改訂版』2016 年
- (京都市, 2018 a) 京都市 WEB ページ <http://www.city.kyoto.lg.jp/> (2018 年 8 月 10 日参照)
- (京都市, 2018 b) 京都市「平成 29 年度 第 3 回「京都市地域コミュニティ活性化推進審議会」議事次第」
- (品川区, 2014) 品川区「町会・自治会のあり方と区との協働に関する調査研究委員会(会議記録)」第 1 回～第 5 回
- (品川区, 2016 a) 品川区「住みよいまちづくりに取り組む町会および自治会の活動を応援します」2016 年
- (品川区, 2016 b) 品川区「町会・自治会アンケートの結果」2016 年
- (品川区, 2017) 品川区「えばご」2017 年
- (品川区, 2018 a) 品川区 WEB ページ <http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/> (2018 年 8 月 10 日参照)
- (品川区, 2018 b) 品川区「荏原六丁目町内会」<https://ebaras6.choukai.org/> (2018 年 7 月 13 日参照)
- (壽崎, 2017 a) 壽崎かすみ「まちづくりと宗教」『多文化時代の宗教論入門』久松英二・佐野東生編著 ミネルヴァ書房 第 2 章 pp.35-60, 2017 年

- (壽崎, 2017b) 壽崎かすみ「キリスト教徒の自治会との関わりー寺社の祭礼に焦点をあてた東京 23 区でのケーススタディー」龍谷大学社会科学部研究年報第 47 号 pp.73-82, 2017 年
- (内閣府, 2007) 内閣府「平成 18 年度国民生活モニター調査結果 (概要) (町内会・自治会等の地域のつながりに関する調査)」2007 年
- (中田, 2000) 中田実編著『世界の住民組織 アジアと欧米の国際比較』, 2000 年
- (中田他, 2017) 中田実他『改訂新版 地域再生と町内会・自治会』自治体研究社, 2017 年
- (名和田, 2009) 名田是彦編『コミュニティの自治』日本評論社, 2009 年
- (前田, 2015) 前田昌弘他「京都市都心部における地蔵盆の運営実態と参加者の多様性ーレジリエントなコミュニティ形成に果たす地蔵盆の役割に関する研究ー」日本建築学会計画系論文集 第 30 巻 第 714 号 pp.1833-1842
- (吉澤, 2017) 吉澤朋子「地方自治体の災害リスクガバナンスにおけるソーシャル・キャピタルの重要性について」京都産業大学経済学レビュー No.4 2017 年 3 月 pp.36-74, 2017 年